保護者のみなさまへ

～ 就学援助のお知らせについて ～

幕別町教育委員会

幕別町では、小・中学校に通われるお子さんが楽しい学校生活が送れるよう、経済的な理由により学用品費や給食費などの負担が困難な世帯に対して、援助を行っています。

援助を希望される方は、「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入のうえ、期日までに申請してください。

■援助を受けるための手続き

就学援助費の受給を希望される場合は、「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入のうえ、期日までにお子さんが通っている学校または教育委員会等へ持参・郵送により提出してください。

（１） 記入方法

① 記入例を参考に、黒色ボールペンを使用し、太枠線内をすべて記入してください。

② 修学旅行費等の請求･受領･処理に関する学校長への委任及び町民税課税台帳等の閲覧について承諾する箇所がありますので忘れずに署名又は記名押印してください。

（２） 留意事項

① 就学援助費の支給は口座振込となりますので、金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義(カタカナ記入)は、間違いのないよう記入してください。口座名義は、申請者と同一の方の口座情報を記入してください。

② 申請理由10番「その他」の場合は、具体的な状況を自由記載欄に必ず記入してください。認定対象額が1.3倍以上の場合であっても、具体的な状況の記載内容や生活実態等の聴き取り調査等により認定対象額が緩和される場合があります。

③ 幕別町に**令和７年１月２日以降に転入された方は、令和６年中の収入を証明する書類(源泉徴収票又は確定申告等の写し)**が必要になりますので必ず添付してください。また、書類に不備がある場合や確定申告をされていない場合は、判定することができませんのでご注意ください。

④ 小学校・中学校の両方にお子さんがいる場合、１枚の申請書にまとめて記入し、提出してください。

⑤ **申請は毎年必要になります。昨年度申請されていても、今年度も申請が必要になります。ただし、昨年12月に新入学児童生徒学用品費（入学準備金）を申請済みの新小学校１年生又は新中学校１年生の保護者の方は、令和７年度分を再申請する必要がありません。**

（３） 提出先

お子さんが通う学校・教育委員会・教育委員会生涯学習課生涯学習係（忠類コミセン内）・札内支所・糠内出張所

※ 郵便の場合の送付先(当日の消印有効)

〒089-0604　幕別町錦町98番地　幕別町教育委員会学校教育課宛　☎0155-54-2006

■援助を受けられる理由

次の理由に該当する方は、就学援助が受けられます。

対象者	1　現在、生活保護を受けている方（要保護） 2　要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護） （1）　令和６年４月から現在までに次のいずれかの措置を受けた方 ア　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた イ　町民税が非課税又は減免された(世帯全員) ウ　個人事業税又は固定資産税が減免された エ　国民年金の掛金が全額免除された オ　国民健康保険税が減免又は徴収が猶予された カ　児童扶養手当の支給を受けている（児童手当とは異なります） キ　生活福祉資金の貸付を受けた （2）　前年の世帯収入が、生活保護基準を準用して定めた額に比較して、1.3倍未満の場合

■援助を受けられる目安

上記「援助を受けられる理由」の１及び２の(１)以外の方で、次のいずれかに該当する方は、前年の世帯収入が、生活保護基準を準用して定めた額に比較して1.3倍未満の場合、援助を受けることができます。

対象者	ア　保護者の職業が不安定な方 イ　学校納付金の納付が困難、または学用品、通学用品等に不自由している方 ウ　経済的な理由による欠席日数が多い方 エ　保護者が失業、倒産等により著しく収入状態が悪化している方 オ　長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮している方 カ　その他、特別な事情により著しく生活が困窮している方	
収入目安	３人世帯(父39歳、母37歳、小学４年生)	3,250,000円程度
	４人世帯(父39歳、母37歳、中学３年生、小学４年生)	4,080,000円程度
	５人世帯(父39歳、母37歳、中学３年生、小学４年生、祖母62歳)	4,570,000円程度
備考	**援助を受けられる収入目安は、家族構成や年齢、家賃などにより異なりますので、あくまでも参考としてください。**また、**エ～カの理由の方は**、現在の世帯状況等によっては、1.3倍以上であっても教育委員会が必要と認めたときに対象となることがありますので、随時ご相談ください。	

■提出期限

学　年	当初判定する提出期限
中学校新３年生	令和７年３月７日(金)
小学校新２年生～中学校新２年生	令和７年３月14日(金)
小学校新１年生	令和７年４月11日(金)

４月当初からの認定を希望する場合は、必ずこの期日までに申請してください。

※　就学援助は、随時申請を受け付けていますので、上記期限後であっても途中認定の申請を希望される場合は、教育委員会等へご連絡ください。

※　昨年12月に新入学児童生徒学用品費（入学準備金）を申請済みの新小学校１年生又は新中学校１年生の保護者の方は、令和７年度分を再申請する必要がありません。(既に提出されたものとみなします。)

■支給内容（案）

（参考：令和６年度支給内容）

No	支給科目	内　　容
1	学用品費	小学校１年生12,390円・２～６年生13,900円 中学校１年生24,210円・２、３年生25,000円
2	新入学用品費	小学校１年生のみ57,060円・中学校１年生のみ63,000円
3	体育実技用具費	幕別地区：小１・小４・中１のみ11,810円 忠類地区：小１・小４のみ26,500円、中１のみ38,030円
4	学校給食費	基準額×食数～学校長に受領を委任
5	修学旅行費	実費分～学校長に受領を委任（修学旅行を実施する学年）
6	医療費	虫歯・中耳炎等対象となる疾病
7	ＰＴＡ会費	小学校：3,450円　中学校：4,260円（いずれも補助限度額） ※保護者が納入すべきＰＴＡ会費が上記金額に満たない場合は納入した額
8	生徒会費	中学校：5,550円（補助限度額） ※保護者が納入すべき生徒会費が上記金額に満たない場合は納入した額
9	クラブ活動費	中学校：30,150円（補助限度額） ※保護者が納入すべき部活動費が上記金額に満たない場合は納入した額
10	卒業アルバム費	小学校６年生：11,000円　中学校３年生：8,800円 （いずれも補助限度額） ※保護者が納入すべき卒業アルバム費が上記金額に満たない場合は納入した額

注１）学用品費・新入学用品費・体育実技用具費（スケートまたはスキーを実施している学校に通学している方に限ります）・ＰＴＡ会費・生徒会費・クラブ活動費は、保護者へ直接支給します。
注２）生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみ対象となります。
注３）年度途中認定の場合、学用品費、ＰＴＡ会費、生徒会費及びクラブ活動費は月割となります。ただし、**新入学用品費は年度当初、体育実技用具費は12月までに、卒業アルバム費は翌年３月までに認定を受けていなければ対象になりません。**
注４）上記一覧については、案のため変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。

■判定結果

判定結果については、次のとおり文書で通知します。

学　年	当初判定の結果通知
小学校新１年生～中学校新２年生	５月中～下旬
中学校新３年生	４月上旬

■援助費認定Ｑ＆Ａ

Ｑ１　母子（父子）家庭で児童扶養手当の支給を受けている。
Ａ１　認定となります。
Ｑ２　母親が２か月以上入院するため、仕事を辞めなければならなくなった。
Ａ２　基本的に、父母が共に働いている場合は、２人の収入を合計して計算しますが、母親が病気等で働けなくなった場合は、今後の生活実態等を考慮して判定します。
Ｑ３　１月に突然解雇されて生活が困窮している。
Ａ３　昨年１年間の収入が認定基準以上の方でも、教育委員会が必要と認めた場合は認定となります。ただし、失業保険を受けている場合は認定となりません。
Ｑ４　新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が著しく減少し、生活が困窮している。
Ａ４　年度当初に否認定となった場合でも、年度の途中で失業、倒産など、保護者の経済状況が悪化した際の生活実態等を勘案したうえで、教育委員会が必要を認めた場合は認定となります。